

法専門職教育シンポジウム

学術環境の内と外における 法専門職教育

一日米の課題にいかに対応するか

主催

カリフォルニア大学バークレー校ロースクール・ショーサトープログラム

早稲田大学臨床法学教育研究所

共催

カリフォルニア大学バークレー校ロースクール・クリニカルプログラム

日本学術振興会科学研究費臨床法学グループ

本シンポジウムは、2013年12月16日および17日の両日、カリフォルニア大学バークレー校ロースクールのウォーレン・ルームにおいて開催された。本誌に掲載する講演録は、シンポジウム開催後、2015年8月までに出版用に寄せられたの講演原稿およびその翻訳原稿である。講演者の所属と職位はシンポジウム開催時のものである。翻訳者の所属と職位は本誌の出版時のものである。

法科大学院教育の生みの苦しみ

—徒弟的見習いから学術環境における法専門職教育へ—

宮川成雄（早稲田大学大学院法務研究科教授）

カリフォルニア大学バークレー校ロースクールのショーサトープログラムと、早稲田大学臨床法学教育研究所が共催して、最初にシンポジウムを開いたのは、2005年4月であった。その第1回のシンポジウム開催後に、チャールズ・ワイセルバーグ教授と宮川が、このような学術交流の場をおよそ4年に一度開きたいという考えを共有した。それ以来、2010年12月には早稲田大学で第2回シンポジウムを開催し、そのときのテーマは臨床法学教育が法理論の発展と法実務の改革にどのような影響を与えたかであった。今回は第3回目として、2013年12月にカリフォルニア大学バークレー校で、学術環境の内と外での法専門職教育について、日米を比較するシンポジウムを開催することになった。

シンポジウム冒頭で、長年に亘りカリフォルニア大学バークレー校ショーサトープログラムのディレクターを務めてこられたハリー・シャイバー名誉教授に心からの感謝と慰労の意をお伝えしたい。また、ワイセルバーグ教授には、早稲田大学とカリフォルニア大学バークレー校との大学間の学術交流を成功に導いていただいたことに感謝申し上げる。さらに前回の早稲田大学でのシンポジウムに参加いただいたジェフリー・セルビン教授、ジェニファー・アー

バン講師、およびティリエン・スタインバック講師に、今回はバークレーで歓迎していただき感謝申し上げたい。

本日の私の報告は、日本で新しくスタートした法科大学院が、学術環境で法専門職教育を実施するための生みの苦しみを経験しているという視点で、法曹養成が徒弟的見習いから、教育方法論に基づいた法専門職教育へ移行していることについて論じる。

私の報告には3つの論点がある。

第1は、2004年に誕生した日本の法科大学院が、未だ生みの苦しみ状況にあり、その現在の状況について論じる。この点については、法科大学院制度が負のスパイラルに陥っていることを論じる。すなわち、低レベルに留まっている司法試験合格率が法科大学院への志願者数を押し下げて、2011年から始まった司法試験の予備試験制度が法科大学院の地位を揺るがしかねない存在になっていることを論じる。法科大学院の魅力が減じる中で、学生は予備試験の合格を目指して、法科大学院を経ることなく司法試験受験の資格を得るこのルートが、法科大学院制度の「プロセスとしての法曹養成」のコンセプトを否定することにつながるについて論じる。

第2の論点は、法科大学院が法曹養成制

度の発展の中で持つ意味である。法曹養成は、方法論に無自覚な徒弟訓練から、明確に方法論を意識した学術環境における法専門職教育へと移行している。この点について、特に臨床法学教育が日本では法科大学院の創設と同時にスタートしたことの意義について検討する。

第3の論点は、法科大学院教育が単に司法試験の受験準備であるだけでなく、グローバル化し複雑化する法実務の世界に入る学生に、法科大学院が法学部教育にはない付加価値を持った教育を提供することの重要性を論じる。この点について、法科大学院が司法試験の対象科目の学修だけでなく、法実務の先端領域で発展する専門知識を提供し、また理論と技能と専門職倫理の三者の統合的教育を行っていることを論じる。また、法科大学院教育を受けた新しい世代の法専門職がどのような試みを行っているかについて、早稲田大学と連携する早稲田リーガルコモンズ法律事務所の活動を紹介する。

1. 産みの苦しみ：法科大学院制度の現状

日本の法科大学院制度について、若干の説明をしておく。法科大学院制度の導入は、司法制度改革と呼ばれる近時の制度改革の柱の一つを構成するものである。

法科大学院制度は2004年に発足した。これはアメリカのロースクールをモデルにするもので、4年制大学を卒業した者を対象に3年間の大学院レベルの法専門職教育

を提供するものである。ただし、法科大学院の第1年次修了と同程度の学力を認定された者には、2年間の学修課程が用意されている¹。2004年に72校、翌年に2校が追加され、一挙に74の法科大学院がスタートした。法科大学院の設置を勧告した司法制度改革審議会意見書は、年間の司法試験合格者の目標を3千人に設定した。法科大学の修了が司法試験の受験資格とされた。法科大学院は法曹養成制度の中核機関と位置付けられた。法科大学院修了生の70%から80%が司法試験に合格するようにすることが勧告された。

法科大学院制度の創設は、第二次世界大戦後の日本における最も重要でかつ規模においても最大の法学教育の改革であるといえる。74校もの数の法科大学院が一挙に設置されたことは、この改革が全国に及んでいることと、法科大学院が法曹養成制度の中核機関として重要な位置づけが与えられていることを示している。日本は約130年に及ぶ法学教育の歴史を持ち、ヨーロッパの法学部教育をモデルにした制度を運用してきた。その最初の教育機関は1877年に東京大学に設置された²。2004年に創設されて法科大学院は、この130年の歴史の上に立つものであり、法実務家の教育をその明確な目的とするものである。

法科大学院制度が大変に野心的な制度設計の上に創設されたゆえに、目標とされた年間の司法試験合格者3千人は、これまで一度も達成されていない。毎年の司法試験合格者数は、2千人前後に留まっている。

1 司法制度改革審議会意見書（2001年6月12日）、<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>参照。

2 東京大学法学部沿革、<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/about/history/>参照。

司法試験合格率は、新司法試験の第1回の2006年が48%でこれまでの最高である。合格率はその後低下していき、2007年35%、2008年32%、2009年27%、2010年25%、2011年23%、2012年25%、2013年27%という状況であり、25%前後で停滞している³。

司法試験の合格率の低下と合格者数の低迷は、法科大学院への志願者の減少をもたらしている。2011年から2012年にかけては20%の減少が発生している。法科大学院志望者の減少は法科大学院学生の質の低下への懸念をもたらしている。このことはひいては若手法専門職の質の低下の原因となるのではないかと懸念されている。このような現象は法専門職養成の負のスパイラルと呼ばれることがある。

政府はこのような状況を背景に法科大学院制度の再編成に着手している。3年前には、政府は各法科大学院が定員の10パーセントから15%を削減するように強く指導した⁴。法科大学院の中には、財政的基盤への悲観から、学生募集の停止に踏み切る大学も出てきている。2013年12月までに7校が学生募集の停止を決定し、在学中の学生が修了することをもって法科大学院の閉校を発表している。

政府はさらに2013年6月にはさらに重要な動きを示した。すなわち内閣の下に設置された法曹養成制度検討会議が法専門職養成についての一連の提言を発表した。そのなかでも特に重要なものは、司法制度改

革審議会意見書が掲げた年間の司法試験合格者数3千人の目標を撤回したことである⁵。この目標撤回は、法科大学院制度の縮小を決定付けると同時に、法科大学院を経由する新しい法専門職の増加を停止することを意味し、現在の既成の法曹界に対して既成秩序を維持する旨のメッセージを送ったといえる。

日本では法専門職教育に関わっているほとんどの者が、司法試験の合格者数や合格率にこだわり過ぎている。なぜならその数字が法科大学院の存続に大きな決定力を持っているからである。法科大学院の計画段階では、法科大学院教育が多様化する法律サービスの需要に応える法専門職をどのように育てるかについて真摯な議論が存在した。例えば、東京や大阪等の大都市圏と地方小都市の間に存在する法律サービスへのアクセスの大きな格差をどのように埋めべきかについて議論がなされた。地方裁判所の管轄区で、弁護士が誰もいない地域や、一人しかいない地域が存在した。つまり、訴訟において原告被告に誰も訴訟代理人として弁護士がいない、あるいは、どちらかの当事者にしか、訴訟代理人になりうる弁護士がいない地域が存在した。また、外国企業とのビジネスにおいて法律の専門性を持つ日本の弁護士が極めて少なく、アメリカの弁護士に依頼し高い弁護士費用を払わざるを得ない状況が存在した。

法科大学院は、このような都市と地方の地域格差による弁護士の不足に対応するた

3 法務省HP、http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00026.html参照。

4 法科大学院の定員削減に関する文部科学省の指導、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryu/attach/1298067.htm参照。

5 年間司法試験合格者数3千人目標の撤回の発表。「法曹養成制度検討会議取りまとめ」（2013年6月26日）、<http://www.moj.go.jp/content/000112068.pdf>参照。

め、あるいは、外国企業との渉外ビジネス法務に専門性を持つ弁護士の養成など、新しい世代の法専門職を養成することを狙いとして制度設計された。

しかし、近年では、法専門職教育に従事する者の多くは、これらの多様化する法律サービスの需要に応える有能な法専門職の養成について議論することはなく、いかにして司法試験に多くの学生を合格させるかが、もっぱら議論されているに過ぎない。つまり、法曹養成の議論は、いかに有能な法専門職を養成するかの議論ではなく、有能な司法試験受験生の養成の議論になってしまっている。

日本では、司法試験合格後に、1年間の法実務訓練の期間がある。これは、「司法修習」と呼ばれるものであり、最高裁判所の管轄の下に設置された司法研修所が実施する。司法修習の実務訓練は、訴訟業務を中心とする内容を持ち、裁判官志望、検察官志望、あるいは弁護士志望にかかわらず、司法試験の合格者を対象に実施される。したがって、グローバル化した法律サービスの提供に必要とされるような法実務を念頭においた実務トレーニングが実施されるのではなく、裁判所での訴訟業務を円滑に実施することのできる人材の養成を狙っているに過ぎない。また、司法修習の存在は、法専門職養成における理論教育と実務教育の分離という固定観念を維持する弊害をもたらしているといえる。つまり、法科大学院は理論教育を担い、実務教育は司法修習で実施するという法専門職教育の分離が当然視されることになる。本来は統合して行われるべき理論教育と実務教育を分離することによる弊害は、日本の法科大学

院が理論・技能・専門職倫理の三者を統合する法専門職教育において、中核教育機関へと発展することを妨げるといえる。

II. 法専門職教育の発展：徒弟的訓練から学術環境での法専門職教育へ

日本における法科大学院制度の導入は、法専門職教育の性質を「司法試験による点の選抜から、法科大学院、司法試験および司法修習が構成する継続的プロセス」への転換と表現される。しかし、法専門職教育の真の改革は、徒弟的訓練から学術環境における大学院レベルの専門職教育への転換にある。学術環境における教育の名に値するためには、教育目的を設定し、教育方法はその目的を最も効果的に達成するものでなければならない。効果的な教育方法であるためには、教材は場当たりのものではなく精選され、教員はその教育方法に習熟していなければならない。これに対し、徒弟方式は基本的に現場での訓練であり、必ずしも教育目的に沿った教材がいつも利用可能であるとは限らない。そして教育方法は常に批判的に検討され、改善されなければならない。

法科大学院での教育は、その科目内容の点では法学部での教育の内容と大きく異なるものではない。しかし、法科大学院での教育を質的に法学部の教育と違ったものに行っているのは、法科大学院の教育が法実務家の養成に向けてカリキュラム編成がなされていることである。実務家の養成を目指しているがゆえに、法科大学院はカリキュラム、教員構成、および教育方法論の点で、法学部にはない3つの特徴を持つといえ

る。第1に実務技能についての科目や専門職倫理に関する科目が存在することである。第2に実務家を法科大学院の教授陣に迎えたことである。法科大学院は文部科学省の指針により法科大学院教員の20パーセントを実務家で構成することを要求されている。第3に臨床法学教育の採用によって、理論、技能および専門職価値についての教育を統合することを指向していることである。2004年の法科大学院制度の開始までは、臨床法学教育は日本ではほとんど知られていなかった。学生が現実の事件で法曹資格を持つ教員の指導監督のもとで法律サービスを提供するという教育方法が、法科大学院の正式科目として提供されるようになった。これら3つの特徴はアメリカのロースクール教育をモデルとして採択されたものである。しかし、法科大学院の学生が司法試験に合格する準備を提供するために、法専門職を養成する専門職大学院として、法科大学院はこれら3つの特徴を後退させるに至っている。司法試験の対象となっている科目がカリキュラムの中心的位置を占め、教員の新規採用や教育方法においても重視されている。

学生を司法試験に合格させるという強い圧力にもかかわらず、臨床法学教育は、日本の法科大学院に根を張るに至っているといえる。日本の臨床法学教育は法科大学院制度が創設された2004年にスタートしたゆえに、まだ10年の歴史しかない。これ

に対し、アメリカの臨床法学教育は百年を超える歴史を持っている。学生に指導教員の監督の下に法実務への関与を認める最初の実務規則が法律として制定されたのは、コロラド州の1909年の立法である。日本では、約10年の間に臨床法学教育は着実に定着してきた。臨床法学教育の形態は、リーガルクリニック、シミュレーション、およびエクスターンシップに分類されるが、そのいずれもが定着している。2009年に公表された調査結果では、74の全法科大学院の中で、52パーセントに相当する39校が、学生が現実の事件の依頼人に対する法実務に関与することを認めるリーガルクリニック科目を提供している⁶。シミュレーションについては、多くの科目でこの方法を採用している。例えば2010年に公表された調査結果では、模擬裁判については、民事分野では全法科大学院の81パーセントに相当する60校が実施しており、刑事分野では89パーセントに相当する66校が実施している⁷。エクスターンシップについては、74校のうち72校が単位を伴う形で科目を提供している⁸。

臨床法学教育が短期間にこのような実施形態で普及したことは、日本の法学教育が百年以上にわたって理論教育を中心に行われてきたことを考慮すれば、顕著な実績であるといえる。また、臨床法学教育の実施について、大学に附設された法律事務所が本報告の時点で13箇所設置されており、

6 早稲田大学臨床法学教育研究所「臨床法学全国クリニック調査報告書」臨床法学セミナー6号（臨時増刊）（2009年）。同報告書の概要については、椛嶋裕之「法科大学院教育におけるクリニックの意義—クリニック全国調査結果をふまえて」法曹養成と臨床教育2号153頁（2009年）参照。

7 佐藤崇文「臨床法学全国模擬裁判調査について」臨床法学セミナー8号1—3頁（2010年）。

8 早稲田大学臨床法学教育研究所「全国法科大学院エクスターンシップ調査」臨床法学セミナー12号53頁（2015年）。

各法科大学院の臨床教育の中心的役割を担ってきたことは特筆に値する⁹。

Ⅲ. 多様化複雑化する法実務の需要に応える付加価値のある法学教育方法論

日本の法科大学院が学生に司法試験の受験資格を与えるだけの教育機関に陥るのであれば、法科大学院はさらに入学志望者を減少させるであろう。法科大学院が占める法曹養成の中核機関としての位置づけを掘り崩すものとして、予備試験制度がある。法科大学院の位置づけの揺らぎは、現実のものとなっている。予備試験は法科大学院教育を経ずして、司法試験の受験資格を与えるものであり、当初は例外的な制度として、経済的理由で法科大学院に進学できない者、あるいは、既に企業法務部等で実質的に法関連実務を積んでいる者が想定されていた。しかし、現実にはこれらの想定事例に該当しないかなり多数の者が予備試験を受験し合格するに至っている。予備試験が実施された最初の年である2011年には、受験生は8,791人であったが、年々増加し、2012年には9,118人、2013年には11,255人となった。予備試験の合格率も徐々に上昇し、2011年は1.79%、2012年は3.05%、2013年は3.80%であった。予備試験合格者は、2012年に初めて本試験の司法試験受験に挑み58名が合格し、2013年には

120名が合格した。予備試験が法科大学院教育を揺るがしかねないのは、予備試験合格者の本試験合格率が極めて高いことである。2012年の全体の本試験合格率が、25.0%であるのに対して予備試験合格者の本試験合格率は68.2%であり、2013年については本試験の全体合格率が26.7%であるのに対して、予備試験合格者の71.9%が本試験に合格している¹⁰。

もし法科大学院が司法試験の受験資格を与えるだけの教育機関であるとすれば、この受験資格を法科大学院に学費を払うことなく予備試験経由で獲得することのできる知性ある優秀な者が回避することは当然であろう。法科大学院は司法試験に合格する学力を越えた付加価値ある教育を提供する制度でなければならない。例えば、早稲田大学の法科大学院は、在学中にアメリカのロースクールでのLL.M.課程へ留学する機会を提供している。しかし、LL.M.課程への留学準備には相当の時間がかかり、日本の司法試験準備のための時間を削ってしまうことを理由として、必ずしも多くの学生がこの機会を利用しているわけではない。

法科大学院が提供する付加価値ある教育として、専門法領域における高度の知識と技能訓練の提供がある。例えば、早稲田大学の法科大学院はシミュレーション手法を活用して、国際契約交渉の科目を実施したことがある。この科目は、シアトルのワシ

9 2014年12月に確認された大学に附設された13の法律事務所は、次のとおりである。あしのは法律事務所（関西大学）、今村記念法律事務所（専修大学）、岡山パブリック法律事務所（岡山大学）、九州リーガルクリニック法律事務所（九州大学）、山陰リーガルクリニック法律事務所（島根大学）、渋谷パブリック法律事務所（國學院大学）、福岡リーガルクリニック法律事務所（福岡大学）、中京市民法律事務所（中京大学）、筑波アカデミア法律事務所（筑波大学）、独協地域と子ども法律事務所（独協大学）、法律事務所リエゾン（法政大学）、ロード法律事務所（大宮法科大学院大学）、早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所。

10 予備試験経由での司法試験合格者の中には、かなりの数の法学部在籍者が含まれている。2012年は32名、2013年は44名。法務省HP、http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00026.html参照。

ントン大学ロースクールとの共同で、スカイプを使って両ロースクールの学生が模擬教材を使って、日米の契約当事者の交渉と契約締結のプロセスを学修するものであった。日米の授業担当者は、自身が法実務の現場で携わったことのある事案を用いて、学生に契約交渉と締結を現実のものとして極めて近似した形で経験させるものであった。このような国際的契約交渉の場面を模擬的に経験させることは、重要な教育機会ではあるが、やはり司法試験準備の時間を確保するために受講生の数は限られており、早稲田大学での科目実施は数年で終了した。

法科大学院の付加価値を持った教育を発展させるための取り組みとして、法科大学院を修了した新しい世代の弁護士たちが行っている事例を紹介する。法科大学院で実施される臨床法学教育は、現役の法専門職が現役の学生に対して法専門職となるために必要な知識・技能・専門職倫理を統合して教育する方法論である。法学部教育とは異なったこの臨床法学教育を受けた弁護士たちが、2013年3月、東京にこれまでにない種類の法律事務所を設立した。この法律事務所は、近年アメリカのロースクールで試みられているincubatory law office（若手養成型の法律事務所）と呼ぶことができるかもしれない。それは、早稲田大学の法科大学院を修了した若手弁護士を中心に設立された早稲田リーガル・クリニック法律事務所である。この法律事務所は、「法曹自身が後進の法曹を育てる」というコンセプトのもとに設立され、早稲田大学法科大学院の臨床法学教育に協力すると同時に若手

弁護士を任用して、さらに法実務能力を持った人材を養成する法律事務所を目指している。早稲田大学には、既に一つの大学キャンパス内に設置された法律事務所、即ち早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所が存在する。早稲田リーガル・クリニック法律事務所は第二の大学に連携する法律事務所と位置付けられるかもしれないが、この法律事務所は、早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所とは異なり、財政的にも人的にも早稲田大学から独立している¹¹。

早稲田リーガル・クリニック法律事務所は、通常の一般法律業務に加えて、早稲田大学の法科大学院と連携した教育活動を実施している。同事務所は、早稲田大学と地理的に近いことを利点として、一年を通してのエクスターンシップの受け入れ事務所としての協力や、その所属弁護士が年齢的に法科大学院の学生と近いことから、学生への日常的な学修上のアドバイザーとしての協力など、広範囲な連携教育活動を実施している。また同事務所は、司法修習を終了したばかりの若手弁護士を採用して、新人弁護士の教育訓練の機会を提供し、新人弁護士の法専門職へのプラットフォームとしての機能も果たしている。このような新人弁護士を自立した法専門職として育成する大学と連携した法律事務所の設立は、カリフォルニア大学ヘイスティングス校ロースクール、アリゾナ州立大学ロースクール、ニューヨーク市立大学ロースクールなどで試みられているincubatory law officeに類似しているといえる。法科大学院で教育を

11 宮川成雄「法科大学院教育と早稲田大学の法実務教育のための二つの法律事務所」法學研究（韓国・忠北大學校）25巻1号325頁（2014年）。

受けた新しい世代の弁護士たちは、法科大学院のもつ学術資源と法律事務所の実務需要を融合することの長所と短所を十分理解しているといえる。早稲田リーガルコモンズの今後の発展を期待したい。

むすび

日本の法科大学院制度は、負のスパイラルに陥っている。すなわち、司法試験合格率の低迷、法科大学院志願者の減少、法科大学院学生の質の低下、忍び来る予備試験制度の脅威、そして法科大学院制度の縮小である。しかし、法科大学院制度は、法専門職養成について重要な転換点となっている。すなわち、法専門職養成を自覚的方法論の乏しい徒弟的訓練から、大学という学術環境でなされる法専門職教育への転換である。それは、教育目的を設定し、教材を精選し、効果的な教育手法を採用し、教育技能を備えた教員によってなされる法専門

職養成である。法科大学院での教育は、これまでの法学部教育が備えてこなかった法専門職養成に必要とされる特徴を有している。法科大学院のカリキュラムは、理論科目だけでなく実務技能科目も組み込んでおり、教授陣は研究者教員だけでなく実務家教員によっても構成されている。法科大学院の教育方法論には、理論・技能・専門職倫理を一体として教育する臨床法学教育が採用されている。法科大学院教育の内容は、司法試験受験科目だけでなく、多様化し専門化する現実の法務需要を反映して、付加価値の高い法専門職養成が求められている。法科大学院で教育を受けた新しい世代の法専門職は、多様な法実務で活躍しており、大学と連携して若手法律家を養成する法律事務所の設立にも至っている。法科大学院は、法専門職養成の新しい制度的な試みとして、まさに生みの苦しみを経験しているのである。